

福岡県公報

平成27年11月17日
第3744号

目次

告示(第898号-第921号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 4
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課) …………… 5
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 8
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 8

公 告

○二級建築士の免許の取消し	(建築指導課) …………… 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 10
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課) …………… 11
○落札者等の公示	(警察本部会計課) …………… 12
○総合特別区域法に基づく指定法人の法人の名称の変更	(商工政策課) …………… 12
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 12
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 12

告 示

福岡県告示第898号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成25年4月福岡県告示第682号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道の事業計画の変更を認可した

ので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和5年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
平成25年4月福岡県告示第682号の事業地に、次の区域を加える。
福岡市 東区みなと香椎三丁目の一部
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第899号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年12月福岡県告示第1987号太宰府都市計画下水道事業太宰府公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
太宰府市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
太宰府都市計画下水道事業太宰府公共下水道
- 3 事業施行期間

昭和52年1月22日から平成33年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年12月福岡県告示第1987号の事業地に、次の区域を加える。
太宰府市 大字大佐野の一部、大佐野五丁目の一部
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第900号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第586号那珂川都市計画下水道事業那珂川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
那珂川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
那珂川都市計画下水道事業那珂川公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年2月8日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年3月福岡県告示第586号の事業地に、次の区域を加える。
那珂川町 大字別所字三好の一部、大字山田字塔ノ原の一部
平成23年3月福岡県告示第586号の事業地から、次の区域を削除する。
那珂川町 大字東隈字沖田、大字東隈字六反田
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	玉 名 線 八 女	前	八女市立花町白木586番1先から 八女市立花町白木555番5先まで	9.6 ～ 14.0	248.5
			後	八女市立花町白木586番1先から 八女市立花町白木555番5先まで	8.5 ～ 14.0	

福岡県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	玉 名 線 八 女	八女市立花町白木586番1先から 八女市立花町白木555番5先まで

福岡県告示第903号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1391号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ミスタ谷	筑紫野市大字原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第904号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成22年8月福岡県告示第1392号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ミスタ谷	筑紫野市大字原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第905号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第296号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(a)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第906号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第297号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
筑紫(a)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第907号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ミスタ谷	筑紫野市大字原（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
鯨石	筑紫野市二日市北八丁目及び太宰府市梅香苑一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
むさしヶ丘	筑紫野市大字永岡及びむさしヶ丘三丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永岡(a)	筑紫野市大字永岡及びむさしヶ丘二丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(a)-1	筑紫野市大字筑紫（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(a)-2	筑紫野市大字筑紫（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北・紫-3	筑紫野市紫三丁目、二日市北八丁目及び太宰府市梅香苑一丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(e)	筑紫野市大字筑紫及び原田（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第908号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ミスタ谷	筑紫野市大字原(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
鯉石	筑紫野市二日市北八丁目及び太宰府市梅香苑一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
永岡(b)	筑紫野市大字永岡(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
むさしヶ丘	筑紫野市大字永岡及びむさしヶ丘三丁目(別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
永岡(a)	筑紫野市大字永岡及びむさしヶ丘二丁目(別紙図面5に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
筑紫(a)-1	筑紫野市大字筑紫(別紙図面6に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
筑紫(a)-2	筑紫野市大字筑紫(別紙図面7に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
筑紫(e)	筑紫野市大字筑紫及び原田(別紙図面9に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第909号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づ

き、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15277-12	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント12月号	雑誌15115-12	マイウェイ出版株式会社	

福岡県告示第910号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田35の4(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田35の4(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第911号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月21日農林水産省告示第1603号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第912号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月19日農林水産省告示第1572号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第913号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年8月19日農林水産省告示第1238号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第914号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（国有林に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和57年7月20日農林水産省告示第1245号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第915号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年12月18日農林水産省告示第1901号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第916号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年8月19日農林水産省告示第1239号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第917号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年8月7日農林水産省告示第1160号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第918号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年7月3日農林水産省告示第994号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第919号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年6月30日農林水産省告示第974号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第920号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田川副線	前	みやま市高田町徳島356番1先から みやま市高田町徳島333番1先まで	16.2 ～ 294	127.0
			後	みやま市高田町徳島356番1先から みやま市高田町徳島333番1先まで	22.5 ～ 465	127.0

福岡県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成27年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田川副線	みやま市高田町徳島356番1先から みやま市高田町徳島333番1先まで

公 告

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成27年10月13日	三重野 高之	29517	申請

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市室岡字志計779番1、779番4、780番1から780番4まで、781番1から781番3まで、782番1から782番3まで、782番6から782番8まで、786番1から786番4まで、787番9、787番12、788番3、788番8、789番1、789番3から789番10まで、790番1から790番5まで、792番1及び792番3から792番5まで並びにこれらの区域内の

道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪府豊中市神州町1番10号

株式会社関西HUホールディングス

代表取締役 八城 光一

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 西鉄ストア太宰府店

(2) 所在地 太宰府市五条二丁目22番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年10月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ルミエール志免店
(2) 所在地 糟屋郡志免町志免中央三丁目1150番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
三角商事株式会社	代表取締役 三角勝信	福岡市博多区博多駅前二丁目19番27号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
三角商事株式会社	代表取締役 三角勝信	福岡市博多区博多駅前二丁目19番27号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年7月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,510 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物北東側	75
建物屋上部	105
合 計	180

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物敷地東側	100
合 計	100

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物南側	221
合 計	221

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
建物内南側	77.29
合 計	77.29

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後0時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南東側及び北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年10月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) Aコープ須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字旅石184番地1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
株式会社Aコープ九州	代表取締役社長 後藤泰三	福岡市東区松田二丁目7番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社Aコープ九州	代表取締役社長 後藤泰三	福岡市東区松田二丁目7番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年6月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,497平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地北側	78
合 計	78

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗建物敷地東面北側	15

店舗建物敷地北面東側	10
店舗建物敷地北面西側	18
合 計	43

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗建物南側	131
合 計	131

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物外南西側	24.91
合 計	24.91

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前8時30分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時00分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 駐車場敷地東側中央部

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯	
No.1 荷さばき施設	午前6時00分	午後7時00分

公告

次の加入区において平成23年11月14日福岡県告示第1840号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成27年11月14日を限り消滅したもので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

加入区の名称 両開加入区

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 落札に係る契約の名称
指紋認証システム賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成27年10月20日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社 J E C C
 - 住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
29,960,280円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年9月8日

公告

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定に基づき、指定法人から法人の名称の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のように公示する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称の変更

変更前の法人の名称	変更後の法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	変更年月日
電気化学工業株式会社	デンカ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	平成24年12月18日	平成27年10月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八女地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成27年11月17日から 平成27年12月16日まで	八女市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八女地区土地改良(農道整備) 事業 計画書の写し	平成27年11月17日から 平成27年12月16日まで	八女市役所